

川崎市子ども会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号。以下「条例」という。)第30条に規定する川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)の開催等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 子ども会議は、条例第30条第3項に規定する市長への報告の他、概ね次の事業を行う。

- (1) 条例に基づく子どもの権利の検討、研究に関すること。
- (2) 子どもの権利に関する学習会及び発表会の開催に関すること。
- (3) 子どもの権利に関する広報その他必要と認める事業に関すること。

(組織)

第3条 子ども会議は、条例第2条第1号に規定する子どもであって、原則11歳から18歳未満の子どもにより構成する。

(開催回数)

第4条 子ども会議は、原則として、月1回以上の開催とする。

(運営)

第5条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第30条第2項の規定に基づき、子ども会議において決定する。

(支援)

第6条 条例第30条第5項に規定する市長等の支援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び活動等に必要な経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加及びその会議の円滑な促進
- (3) その他子ども会議に必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第7条 子ども会議が条例第30条第3項の規定に基づき、市長へ意見等を提出する場合、教育委員会は、担当市長事務部局と協議し、適切な配慮の下に、迅速な対応を図らなければならない。

(庶務)

第8条 子ども会議に係る庶務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月18日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。